

財団法人交流協会と亜東関係協会との間の技術協力に関する取決め

財団法人交流協会と亜東関係協会との間の

技術協力に関する取決め

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）と亜東関係協会は、両協会間で取扱い技術協力を推進することを真摯に希望して次のとおり取決めた。

第一条 両協会は、両協会間で取扱い技術協力を促進するよう努力する。

第二条 両協会は、それぞれの国内法令の許す範囲内において、相互に合意する各種の技術協力を実施するために必要な措置を執る。

第三条 交流協会は、予算の範囲内で、経費を負担し、専門家の役務を供与するために必要な措置を執る。

第四条 亜東関係協会は、前条の規定に基づき派遣される専門家及びその家族に対し、次の待遇の与えられることを保証する。

(1) 専門家が海外から受け取る報酬に対して課される所得税の免除

(2) 任期一年以上の専門家及びその家族の身回品及び家財（専門家一人につき一台の自動車、一台の冷蔵庫、小電気器具及び光学器具を含む。）に対する輸入税、貨物税その他の課徴金を負担しないこと

(3) 専門家及びその家族に対する無料の医療役務及び便宜の提供

(4) 専門家及びその家族のための無料の適当な家具付き宿舍の提供

2. 亜東関係協会は、専門家の任務遂行のために、次の措置を執ることを保

証する。

(1) 必要な土地、建物その他の施設を提供し、維持すること

(2) 必要な現地要員を提供すること

(3) 必要な交通の便宜を提供すること

3. 亜東関係協会は、専門家及びその家族が前二項に規定するもののほか同様の勤務に従事する第三国の専門家及びその家族に対して与えられている待遇より不利でない待遇を与えられることを保証する。

第五条 亜東関係協会は、専門家の職務の善意の遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連する専門家に対する請求が生じた場

合には、その請求に関する責任を負う。

第六条 交流協会は、予算の範囲内において、亜東関係協会の推薦する人員に対し、経費を負担し、技術訓練の便宜を提供するため必要な措置を執る。

第七条 交流協会は、予算の範囲内において、経費を負担し、技術協力の実施に必要な設備、機械、器材、工具及び予備部品を供与するため必要な措置を執る。

2. 前記の物品は、陸揚港においてC・I・F建てで供与先の機関に引き渡されたときにその機関の財産となる。

第八条 亜東関係協会は、前条に規定する物品が、供与先の機関に引き渡さ

れる前に課されることのある関税、貨物税その他の課徴金を負担させないことを保証する。

2. 亜東関係協会は、前条に規定する物品の代替もしくは補充のための費用を負担することを保証する。

3. 亜東関係協会は、前条に規定する物品の陸揚げ及びその後の輸送、並びにそれらの物品の据付け、操作及び維持等に必要な経費を負担することを保証する。

第九条 両協会は、必要に応じ、技術協力に関する事項について協議を行なう。

第十条 この取決めは署名の日に効力を生ずる。

2. この取決めは、一年間効力を有するものとし、いづれか一方の協会が他方の協会に対し、少なくとも三カ月の予告をもつて取決めを終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年づつ更新される。

本取決めは日本語及び中国語により作成し、両協会の代表は、以上の証拠として、一九七四年十月四日、台北においてこれに署名した。

財団法人 交流協会代表

亜東関係協会代表

張新敏  
張新田